

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/shuugakushienkin.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって別に規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第一の項の1 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって別に規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>	<p>県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す生徒等の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知)に基づき、学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱により宮城県私立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を交付する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱</p>